

騒音発生施設の種類ごとの数変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

氏名(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)印

届出者

住所

徳島県生活環境保全条例第29条第1項の規定により、騒音発生施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				整理番号				
工場又は事業場の所在地				受理年月日	年 月 日			
				施設番号				
				審査結果				
				備考				
騒音発生施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)

備考

- 騒音発生施設の種類ごとの数に変更がある場合であっても、徳島県生活環境保全条例第29条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、「当該騒音発生施設の種類」については、記載しないこと。
- 「騒音発生施設の種類の欄」には、徳島県生活環境保全条例別表第4に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
- 印の欄には、記載しないこと。
- 氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつては、その代表者)が署名することができる。